

○大蔵省告示第二百八十一号

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号口の規定に基づき、財務大臣が定める資金は次に掲げる資金とし、平成十一年十月一日から適用する。

平成十一年九月二十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

本項一部改正（平成十二年十一月二十七日告示第三百七十号）

本項一部改正（平成十三年十一月十九日告示第三百九十五号）

本項一部改正（平成十四年三月二十九日告示第四百十七号）

本項一部改正（平成十四年十一月二十二日告示第四百二十三号）

本項一部改正（平成十五年四月一日告示第二百五十九号）

本項一部改正（平成十五年十月二日告示第六百十八号）

本項一部改正（平成十六年三月三十一日告示第五百五十六号）

本項一部改正（平成十七年三月三十一日告示第四百十四号）

一 高度で新しい技術の利用（このために特別に費用を支出して行うもの又はその利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要な資金

二 製造の事業を営む者が過度に工業が集積している地域内における工場を工業の集積の程度が低い地域に移転する場合に当該移転に関し必要な資金

三 公害の原因となる物質による市街地の土壌の汚染を防止し若しくは除去するための覆土事業、舗装事業、遮断事業その他土壌の汚染を防止し若しくは除去する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められる事業又は当該土壌の汚染と関連する地下水の水質の汚濁を防止し若しくは当該汚濁に係る地下水の水質を浄化するための遮水事業、ばつき処理事業その他地下水の水質の汚濁を防止し若しくは当該汚濁に係る地下水の水質を浄化する上でこれらと同等以上の効果を有すると認められる事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金

四 新たな産業の創出又は産業の活性化に資することを目的として行われる、新商品を生産し若しくは新たな役務を提供する事業、独自の技術（営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を含む。以下同じ。）を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業又はこれらの事業の実施に資する技術開発の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

五 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業の遂行のために取得等（経済社会の発展に伴い設備の取得等に代替し又はこれを補完する方法で一般に認められているものを用いて設備を利用する場合を含む。）を行った設備の利用の高度化を図るために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

六 災害等突発的な事象への対応又は防災対策等危機管理の強化に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再

生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条に基づく再生手続開始の申立てがされた事業者又はこれらに準ずる私的整理（経営が困難となった事業者とその債権者との合意に基づいて、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更を行うことにより、当該事業者を再建するための手続をいう。）の申し出をした事業者の行う事業（経済社会的有用性及び今後の発展可能性があり、かつ周辺地域の産業経済の健全な維持向上に資すると認められる事業に限る。以下同じ。）の再建を図ろうとする者が、当該申立て又は申し出がされた事業者に係る貸付債権又は社債であつて銀行その他の金融機関が有するものについて、当該申立て又は申し出がされた際現に当該事業者が行つていた事業の円滑な再建を図るために、その全部又は一部の譲受けを行うために必要な資金

八 事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金であつて、社債の発行により日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号イに掲げる資金に付随してこれと一体として調達されるもの

九 資金供給の円滑化、資本市場の活性化又は地域における金融機能の高度化に資するため、金融機関（日本政策投資銀行を含む。）等（以下これらを「原債権者」という。）の保有する貸付債権、社債その

他の資産（以下これらを「特定の資産」という。）の流動化（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第二項に規定する資産の流動化であつて、当該特定の資産を対象とするものをいう。）又は売買等を行う事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

十 前号に規定する原債権者により資金供給の円滑化、資本市場の活性化又は地域における金融機能の高度化に資することを目的として行われる一連の特定クレジットデリバティブ取引（当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率若しくは価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、又は当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払若しくは財産の移転を相互に約する取引その他のこれに類似する取引であつて前号に規定する特定の資産を対象とするものをいう。）において、当該特定クレジットデリバティブ取引に係る約定に基づき当該金融機関に支払うことが必要な資金

十一 事業又は資産の譲受けその他これらに準ずるものにより地方公共団体（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を含む。以下この号において同じ。）等から交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体

等が行う事業を承継又は受託する民間事業者が、当該事業を円滑に遂行するために必要とする無体財産権
その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金

十二 地域の金融機能の高度化に資することを目的として地域経済の自立的な発展に資する事業に対し資金調
達の支援（経営又は技術の指導を含む。）を行う者が、当該支援を円滑に行うために必要とする無体財産
権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金

十三 合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から地域経済の自立的発展に資す
る事業を承継する事業者が、当該事業を円滑に遂行するために必要とする無体財産権その他これに類する
権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金

十四 地域における雇用の増大に資する事業、地方公共団体がその地域の振興に資するものとして地方自
治法第二条第四項の規定に基づく基本構想等において定めた業種に属する事業、地域における中核的な
業種に属する事業、又は事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標（我が国産
業の活力の再生に関する基本的な指針（平成十五年四月十日経済産業省告示第百二十九号）に規定する
ものをいう。）の達成が見込まれる事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取

得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金であつて、売掛金若しくは棚卸資産等の財産を担保に供するか又は財務内容の健全性等を確保するために借入金制限等の条件を付した契約に基づいた手法で貸付けられるもの

十五 知的財産基本法（平成十四年十二月四日法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権の所有者（以下「原所有者」という。）による新たな発明若しくは著作物の創作等に資するため、原所有者の当該知的財産権を他の事業者に移転若しくは譲渡し、又は当該知的財産権の利用の許諾等を行う事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

十六 環境の保全に資する技術を開発する事業、環境の保全に資する事業の資金調達の支援等を行う事業又は事業者の生産若しくは役務の提供に際して生じる環境への負荷の低減に資する事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

十七 地域温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第八条に基づき策定される京都議

定書目標達成計画の遂行を目的とする温室効果ガスの排出量取引（共同実施による排出削減単位及びグリーン開発メカニズムによる排出削減量の算定割当量の取得を含む。）に必要な資金